

君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領

H20. 3. 1 制定
最終改正 H29. 4. 1

(目 的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る製造の請負、測量及び設計等の委託、役務の提供、物件の購入並びに賃貸借（以下「建設工事等」という。）の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、君津市建設工事等入札参加適格者名簿に登載された者（以下「適格者」という。）が工事事故等を引き起こした場合における指名停止等に関して、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な措置を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、適格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め当該適格者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者（君津市財務規則（昭和61年君津市財務規則第2号）第2条第4号に定める者をいう。以下同じ。）は、建設工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る適格者を指名してはならない。当該指名停止に係る適格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき適格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の適格者である構成員（明らかに該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前各項の規定による指名停止に係る適格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 適格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の短期及び長期とする。

2 適格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号若しくは第2号又は第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号若しくは第2号又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 市長は、適格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前各項及び第5条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、適格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、

指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24か月を超える場合は24か月）まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止の期間中の適格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間を持って、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 市長は、指名停止の期間中の適格者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該適格者について、指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定のより情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に適格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ該当各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- （1） 談合情報を得た場合、又は君津市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、適格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について別表第2第3号又は第5号に該当したときそれぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- （2） 別表第2第3号から第6号までに該当する適格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- （3） 別表第2第3号から第4号までに該当する適格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- （4） 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4号に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号から第4号までに該当する適格者に悪質な理由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間
- （5） 君津市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号又は第6号に該当する適格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、適格者及び関係機関の長に対し遅滞なく別記様式によりそれぞれ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の適格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の適格者が当該所属発注の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該適格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第10条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該適格者名等を公表するものとする。

(指名保留)

第11条 市長は、適格者の指名停止を行うほか、必要に応じ指名を保留することができる。

附 則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

千葉県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(偽装記載)</p> <p>1 君津市（地方公営企業及び各行政委員会を含む。）の発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上 6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 君津市の発注した建設工事等（以下この表において「市発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 千葉県内における建設工事等で、前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上 6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上 3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上 4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上 6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上 3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上 4か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上 2か月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が君津市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 適格者である個人又は適格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 適格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 適格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が君津市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 千葉県内において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>4 千葉県外において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 2か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から12か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から6か月以上12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>5 千葉県内において、公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>6 千葉県外において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上12か月以内</p>

<p>(建設業法違反行為)</p> <p>7 市発注工事等において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>8 千葉県及び近県の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(その他の不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
---	---